

利用料金の計算方法（計算例）

1 行為の許可

行為の許可に関して、利用料金表の例及び利用料金の計算例は以下のとおりです。

【行為の許可に関する利用料金表の例※】

区分	料金（円/日・㎡）			
	イベント開催日		設営・撤去日	
	平日	休日	平日	休日
①出店（露店）、興行その他これらに類するもの	100 円	200 円	50 円	100 円
②展示会、集会その他これらに類するもの	20 円	40 円	10 円	20 円
営利を目的とする場合(5 倍)	100 円	200 円	50 円	100 円
営利を目的としないで入場料等を徴収する場合(3 倍)	60 円	120 円	30 円	60 円

区分	料金（円/日・人）	
	平日	休日
③業として写真を撮影するもの	320 円	640 円

区分	料金（円/日）	
	平日	休日
④業として映画を撮影するもの	6,600 円	13,200 円

※ 実際の利用料金の額は、広島市公園条例に定める額の範囲内で、指定管理者（認定計画提出者）が市長の承認を受けて定めます。

※ 公の団体等が公益上の目的のために公園を利用する場合等の利用料金について、原則、本市共通の減免料金を適用します。

（例）・ 地方公共団体が展示会等を行う場合 全額免除

・ 業として映画を撮影する場合で、広島フィルム・コミッションが本市の観光振興に寄与すると認め、所定の手続がなされたもの 全額免除

※ その他、本市と指定管理者（認定計画提出者）が協議の上、減免料金を適用することを予定しています。

【行為の許可に関する利用料金の計算例】

(1) マルシェなどで有料の子供の遊び場を設けたイベント

イベントは、土・日2日間に開催（設営・撤去 平日4日間）、300㎡を使用したものとして計算する。

①店舗等の面積

子供の遊び場 50㎡＋露店 10㎡×5 店舗＝100㎡

【開催日(休日)】 200 円/日・㎡×100 ㎡×2 日間

【設営・撤去日(平日)】 50 円/日・㎡×100 ㎡×4 日間

(計)60,000 円

②その他（店舗等に附帯するスペース）の面積

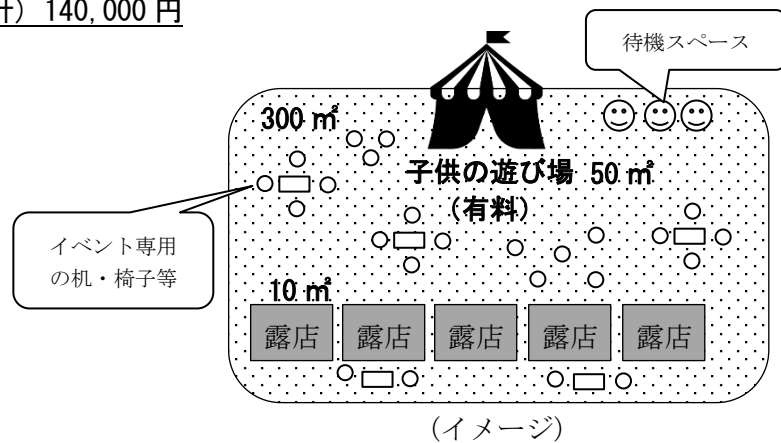
300㎡－100㎡＝200㎡

【開催日(休日)】 100 円/日・㎡×200 ㎡×2 日間

【設営・撤去日(平日)】 50 円/日・㎡×200 ㎡×4 日間

(計)80,000 円

(利用料金の合計) 140,000 円



(2) 業として施設や広場の写真を撮影する場合

撮影者5人、撮影は平日1日間、休日2日間に実施（設営・撤去日(平日)を含む。）するものとして計算する。

【平日】 320 円/人・日×5 人×1 日間＝1,600 円

【休日】 640 円/人・日×5 人×2 日間＝6,400 円

(利用料金の合計) 8,000 円

(3) 業として映画撮影などの舞台に利用する場合

撮影は平日3日間、休日1日間に実施（設営・撤去日(平日)を含む。）するものとして計算する。

【平日】 6,600 円/日×3 日間＝19,800 円

【休日】 13,200 円/日×1 日間＝13,200 円

(利用料金の合計) 33,000 円